# 議案第 号参考資料

# 北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(下線は改正部分)

現	行		改	正	案
		(駐車	車時間の制限	ţ)	
		第6条	駐車場に自	動車を駐車さ	せる者(以下「利用者」と
		いう。	)は、1回の	の利用が7日を	を超えない範囲で利用しな
		ければ	ばならない。	ただし、市長か	ぶやむを得ないと認めると
		きは、	これを延長	することがで	きる。
(使用料)		(使月	用料)		
第6条 駐車場に自動車を駐車	させる者(以下「利用者」と	第7条	利用者は、別	別表第2に定め	<b>かるところにより使用料を</b>
<u>いう。)</u> は、別表第2に定める	ところにより使用料を納付し	納付〕	しなければな	らない。	
なければならない。					
2・3略		2 · 3 🛭	佫		
(過料)		(過料)			
<u>第7条</u> 略		第8条	略		
(禁止行為)		(禁止行	行為)		
<u>第8条</u> 略		<u>第9条</u>	略		
			取りの請求)	-	
		第103	条利用者が	ぶ第6条に規定	でする期間を超えて車両を

- <u>駐車している場合は、市長は利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当</u>該車両の引取りを請求することができる。
- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若し くは引取ることができないとき、又は市長の過失なくして 利用者を確知することができないときは、市長は、車両の 自動車検査証に記載された所有者及び使用者(以下「所有 者等」という。)に対して通知又は駐車場における掲示の 方法により市長が指定する日までに車両を引取ることを 請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、 使用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄し たものとみなし、市長に対して車両の引き渡しその他の異 議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定した日を経過した後に 当該車両について生じた損害については、市長の故意又は重 大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

#### (車両の調査)

- 第11条 市長は、前条第1項の場合において、当該車両の 利用者又は所有者等を確知するために必要な限度の調査 をすることができる。
- 2 市長は、調査した場合において必要があると認めたとき は、調査した内容を警察その他の関係機関に通報する等適 切な措置を講じる。

### (撤去の勧告)

第12条 市長は、第11条の規定による調査の結果、放置 されている自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者 等に対し、期限を定めて当該自動車を撤去するよう勧告する ことができる。

2 市長は、放置されている自動車の所有者等が判明しない ときは、当該自動車に自己負担で車両の撤去を求める旨を記 載した書面を貼付することができる。

### (撤去命令)

第13条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた所 有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めてその者に 対し、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 略

(賠償責任)

第15条 略

(休止)

<u>第16条</u> 略

(損害賠償)

<u>第9条</u> 略

(賠償責任)

第10条 略

(休止)

第11条 略

(委任)	(委任)
(委任) <u>第12条</u> 略	(委任) <u>第17条</u> 略